

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では急速に少子化が進行しており、核家族化や高齢化の進展、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、子どもの育ちや、子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状と課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められたことから、「子ども・子育て関連3法」が2012年（平成24年）8月に成立しました。

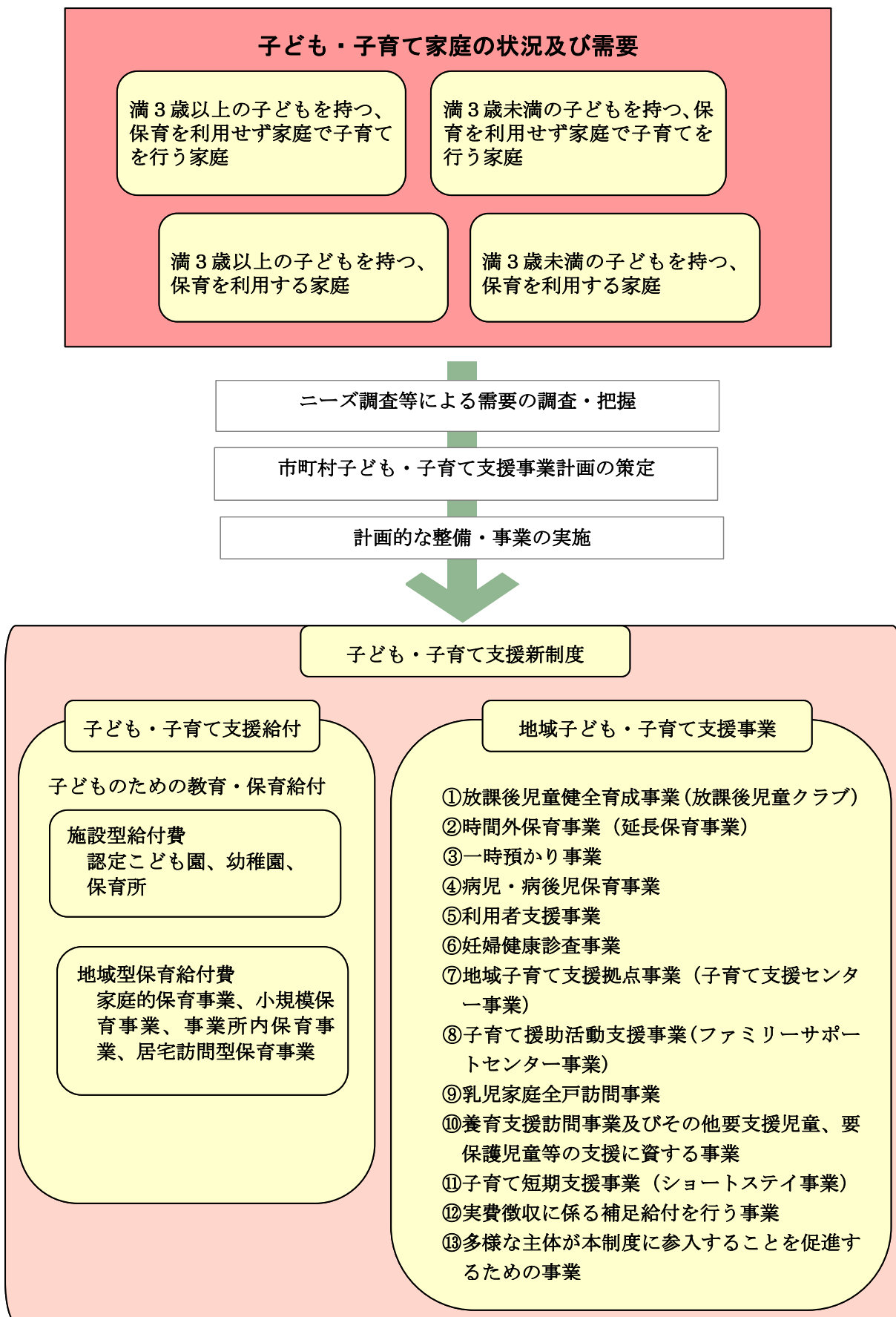
この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村事業計画」という。）を定めるものとしています。

これらを踏まえて、本市においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、2015年（平成27年）度、第1期の明石市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

また、国においては2017年（平成29年）6月に2020年（令和2年）度末までに全国の待機児童を解消するための「子育て安心プラン」を発表し、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」の「人づくり革命」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消などが掲げられ、2019年（令和元年）10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。さらに、2018年（平成30年）9月にはすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図るための「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破するための整備が進められています。

以上のような状況の中、2019年（令和元年）度に、第1期計画が期間満了となることから、本市の子ども・子育てを取り巻く現状や保護者に対するアンケート調査の結果を踏まえて、第2期明石市子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

【子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援の提供イメージ】



2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、同法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえて策定するものです。

(2) 計画の対象

本計画では、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭、子育てにかかわる個人や団体を対象とします。また、子ども・子育て支援法が定める就学前教育・保育事業と地域における子ども・子育て支援事業を対象とします。

(3) 関連計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの総合計画である明石市第5次長期総合計画及び今後策定を予定している（仮称）あかしSDGs推進計画（第6次長期総合計画）を上位計画として、新あかし健康プラン21、明石市障害者計画、あかし男女共同参画プラン、あかし教育プランなどの諸計画との整合を図りながら、本市の子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

3 計画期間

計画期間は、2020年（令和2年）度から2024年（令和6年）度までの5年間とします。また、計画内容と実態に隔たりが生じた場合は、計画の中間年において見直しを行うものとします。



4 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

第2期計画の策定にあたって、第1期計画と同様、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、2019年（平成31年）1月に、0歳から5歳の就学前児童の保護者3,080人、小学1年生から4年生の保護者等3,162人を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。詳細はP11～P33参照）を実施しました。

(2) 「明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」での意見聴取

子ども・子育て支援に関する学識経験者、子ども・子育て支援事業を実施する関係団体の従事者等で構成する明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、本計画の内容について意見聴取を行い、策定を進めました。

(3) パブリックコメントの実施

2020年（令和2年）1月に、本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

